

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年12月から50年6月まで  
② 昭和54年4月

ねんきん特別便を見て、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることが分かった。

しかし、申立期間①については、昭和49年12月頃、市役所で加入手続きを行い、3か月ごとに市役所か支所に出向き、納付書に現金を添えて、国民年金保険料を納付した。申立期間②についても、申立期間①と同じように国民年金保険料を納付していたところ、申立期間②の保険料は還付され、当該期間は未納期間であると年金事務所から回答をもらったが、還付金は受け取った覚えは無い。

申立期間①及び②について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、「3か月ごと市役所又は支所に出向き、3か月分の国民年金保険料を納付書に現金を添えて納付した。」と主張しているところ、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人は当該期間の前後の期間の保険料を現年度納付していることが確認でき、申立人が3か月ごと納付していたにもかかわらず、当該期間の1か月分のみが未納とされるのは不自然である。

また、上記申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、「現金納付」欄に昭和57年3月16日に申立期間②の国民年金保険料額と一致する「3,300円」の記載が認められ、「還付」欄に同年4月19日に還付請求手

続が行われ、同年 12 月 17 日に還付処理が行われていることが確認できるものの、還付された期間の記載が無い上、特殊台帳においても、同年 3 月 16 日に誤納として 3,300 円の記載が確認できるものの、還付した旨の記載は見受けられず、申立人の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

- 2 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 5 月 16 日に夫婦連番で払い出されており、申立人はこの頃に国民年金の加入手続きを行い、48 年 12 月 20 日に遡って被保険者の資格を取得したものと推認できるが、加入手続きを行った時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成 19 年 8 月 12 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（12 万円）に基づく厚生年金保険料を、同年 12 月 29 日に支給された賞与について、標準賞与額 11 万 7,000 円に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額に係る記録を 12 万円及び 11 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 8 月 12 日  
② 平成 19 年 12 月 29 日

平成 19 年 8 月及び同年 12 月に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準賞与について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A 社（申立期間当時は、B 社）から提出された平成 19 年 8 月の賞与明細書（写）により、申立人は、申立期間①に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（12 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、A 社から提出された平成 19 年 12 月の賞与明細書（写）により、申

立人は、申立期間②に支給された賞与について、その主張する賞与（12万円）が支給されていたことが確認できるものの、標準賞与額11万7,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、上記賞与明細書（写）において確認できる厚生年金保険料額から、11万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①及び②の賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月30日から58年1月1日まで  
A社（現在は、B社）に昭和54年7月1日に入社し、同社工場で機械の修理を行い、57年12月末に退職したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録では、54年7月1日から56年12月30日までとされているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に昭和54年7月1日に入社し、57年12月末に退職した。」旨申し立てしているところ、同社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和54年7月1日から56年12月30日まで厚生年金保険に加入していることが確認でき、当該記録は、雇用保険の加入記録と一致する上、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の57年1月6日に健康保険被保険者証を返納し、健康保険任意継続被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B社は、当該期間当時の資料は保存していない旨回答している上、申立人が記憶しているA社の元事業主、同僚二人及び申立人を記憶している同僚一人から聴取しても、申立人が申立期間当時勤務し、厚生年金保険料を控除されていたとする証言を得ることができず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。